

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

平成26年5月発行 第90号

5月は「消費者月間」

まわりの方々の見守りが、
高齢者・障害者の
消費者トラブルを防ぎます。

見守りのポイント

- ①見慣れない人が、よく出入りしていませんか？
- ②訪問中に業者が訪ねてくることはありませんか？
- ③家に段ボール箱や郵便物が頻繁に届いていませんか？
- ④突然の電話におびえたり、慌てたりしていませんか？
- ⑤お金に困って、節約を始めていませんか？
- ⑥見慣れない商品（大量の健康食品など）はありませんか？

気づいたら、まず相談。

消費者講座 私のエンディングノート

※参加された方には、すみだ消費者センターオリジナル「エンディングノート」を差し上げます。

【とき・ところ】

- ①6月11日(水) : 区役所リバーサイドホール会議室
- ②6月16日(月) : すみだ消費者センター講習室

【じかん】 午後1時半～3時 受付:午後1時

【対象】 区内在住・在勤の方どなたでも

【定員】 先着①40人 ②30人

【費用】 無料

申込み

5月22日(木) 午前9時から
電話で【すみだ消費者センター】

☎5608-1516へ

①②回とも、講座内容は同じです。
開催日をご確認の上お申込ください。

消費者センター職員を語る

劇場型詐欺にご注意ください！！

[相談事例]

消費者センターの職員と名乗る男性から、「あなたの個人情報があるので抹消手続きが必要だ。手続きには6ケタの個人番号が必要になる。後で、別の男性から電話が入るので個人番号を伝えれば解決できる」と説明され、6ケタの番号を伝えられた。その後、別の男性から電話があったので、言われた個人番号を伝えた。

翌日、さらに別の男性から電話があり、「個人番号を他人に教えることは法律違反で、刑務所に入る事になる。入らないためには、裁判するしかなく1000万円の費用がかかる」と言われた。指定された住所地に宅配便で現金を送付したが、その後、男性と連絡がとれなくなってしまった。
(70歳代 女性)

[アドバイス]

複数の共犯者が、あたかも劇の一部であるかのような演技を繰返して、大金を騙し取る「劇場型詐欺」が急増しています。最初のうちは電話の内容が半信半疑でも、複数の人間が入れ替わり、立ち替わり電話をかけてくるので、しまいには本当のことだと信じてしまい、誘導されるままに現金を渡してしまう手口です。金銭授受の方法は、宅配便や郵便で送付させたり、バイク便業者や代理人が直接、自宅に受取に来たりする場合があります。

事例の宅配便で現金を送ったあて先住所には、犯人とは無関係の高齢女性が住んでおり、荷物が届いた直後に、宅配業者を装った人物が「配送先を間違えた」と言って、荷物（現金）を持ち去り、警視庁が詐欺事件として捜査に入りました。

見知らぬ人から、金銭を要求する電話があった場合は、すぐに、家族や周囲の方、警察または消費者センターに相談しましょう。

現金は、送らない！渡さない！

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を



相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

